

消費者被害注意情報

201902号

令和元年7月17日
島根県消費者センター
空岡(啓発)・坪内(相談)
Tel:0852-22-5103
Fax:0852-32-5918
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

チケット不正転売禁止法がスタート！



**個人のチケット高額転売も
罰則の対象に**

東京オリンピック・パラリンピック、今年日本開催のラグビーワールドカップのチケットも要注意！

◆今までこんな経験ありませんか…？

ライブに行きたいのにチケットが全然とれない…

ネットで検索したら、定価5000円のチケットが**3万円**で売られてた…

【ソウくんメモ】

※
令和元年6月14日、チケットの不正転売を禁止する「**チケット不正転売禁止法**」が施行されました。
※「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(平成30年法律第103号)

チケット不正転売禁止法は、国内で行われる映画、音楽、舞踊などの芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットのうち、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨が明示された座席指定等がされたチケット(同法律では「特定興行入場券」と言います)の不正転売等を禁止する法律です。

これにより、業者だけではなく個人であっても主に次の行為が禁止されます。

- ・特定興行入場券(チケット)を不正転売すること
- ・特定興行入場券(チケット)の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けること



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
たまされないソウくん

違反した場合は、

1年以下の懲役もしくは**100万円以下の罰金**またはその両方が科されます。

島根県消費者センターに寄せられた 主な相談事例

【相談事例 1】

公式サイトだと思って、ラグビーW杯のチケットを購入したら海外の転売サイトだった。キャンセルを受け付けてくれない。

【相談事例 2】

仕事の都合で行けなくなったチケットを転売サイトで買い取ってもらったが、チケットは本人限定なので買い手が入場できなかった場合は自分が負担することになっている…チケットを取り戻したいが、転売サイトと連絡がつかない。

チケットを転売するとき、転売チケットを 買うときの注意点

1. 正規のルートで購入しましょう

・余ったチケットを売ったり、転売チケットを買ったりするときは、興行主や興行主から許可を得た正規(公式)のリセールサイトを利用しましょう。

2. チケットの価格やキャンセルに関する情報を確認する

・事前に価格だけではなく、手数料や送料、配送予定日、キャンセルに関するルールを確認しましょう。

3. チケットの転売条件に関する情報を確認しましょう

・コンサートやイベントによっては、チケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れないことがあります。興行主によるチケットの利用条件をよく確認しておくことが重要です。

